

平成30年10月25日

操縦士の皆様へ

航空身体検査時における既往歴等に係る自己申告の徹底等について

本日、運輸安全委員会は、平成29年3月5日に長野県消防防災航空センター所属ベル式412EP型機が、長野県松本市鉢伏山山中において樹木に衝突した後、山の斜面に墜落し、搭乗者9名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、当該機の機長は既往歴及び手術歴があり、投薬治療中であったものと推定されるものの、これらを申告せずに航空身体検査証明を取得していたこととされ、国土交通大臣（航空局）に対し、「意見」の陳述がありました。

もとより、航空身体検査証明は、航空機の安全運航を確保するため、航空業務の的確な遂行に必要な心身の状態を保持しているかを検査、判定するものであり、操縦士が虚偽の申告等により不正に航空身体検査証明を受けることは、安全運航を損なう行為として、断じて許容されるものではありません。

操縦士の皆様におかれましては、改めて、『航空身体検査証明の申請に際しては自己申告を正しく行うこと』を徹底して下さい。

また、航空法第71条の規定により、操縦士は、身体検査基準に適合しなくなったときは、航空身体検査証明の有効期限内であっても、航空業務を行ってはならないとされており、このため『航空身体検査証明の有効期間中であっても身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となったときには航空業務を中止して指定航空身体検査医等の指示を受けること』を確実に実施するようお願いします。

なお、虚偽等不正の手段による航空身体検査証明の取得や、身体検査基準に不適合な状態での操縦業務の実施は、航空法第30条の規定により技能証明の取消しを含む処分の対象となるほか、同法第149条の罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となる場合がありますので、ご了知願います。